

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(熊毛森林計画区)

計画期間

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

九州森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等^りの面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

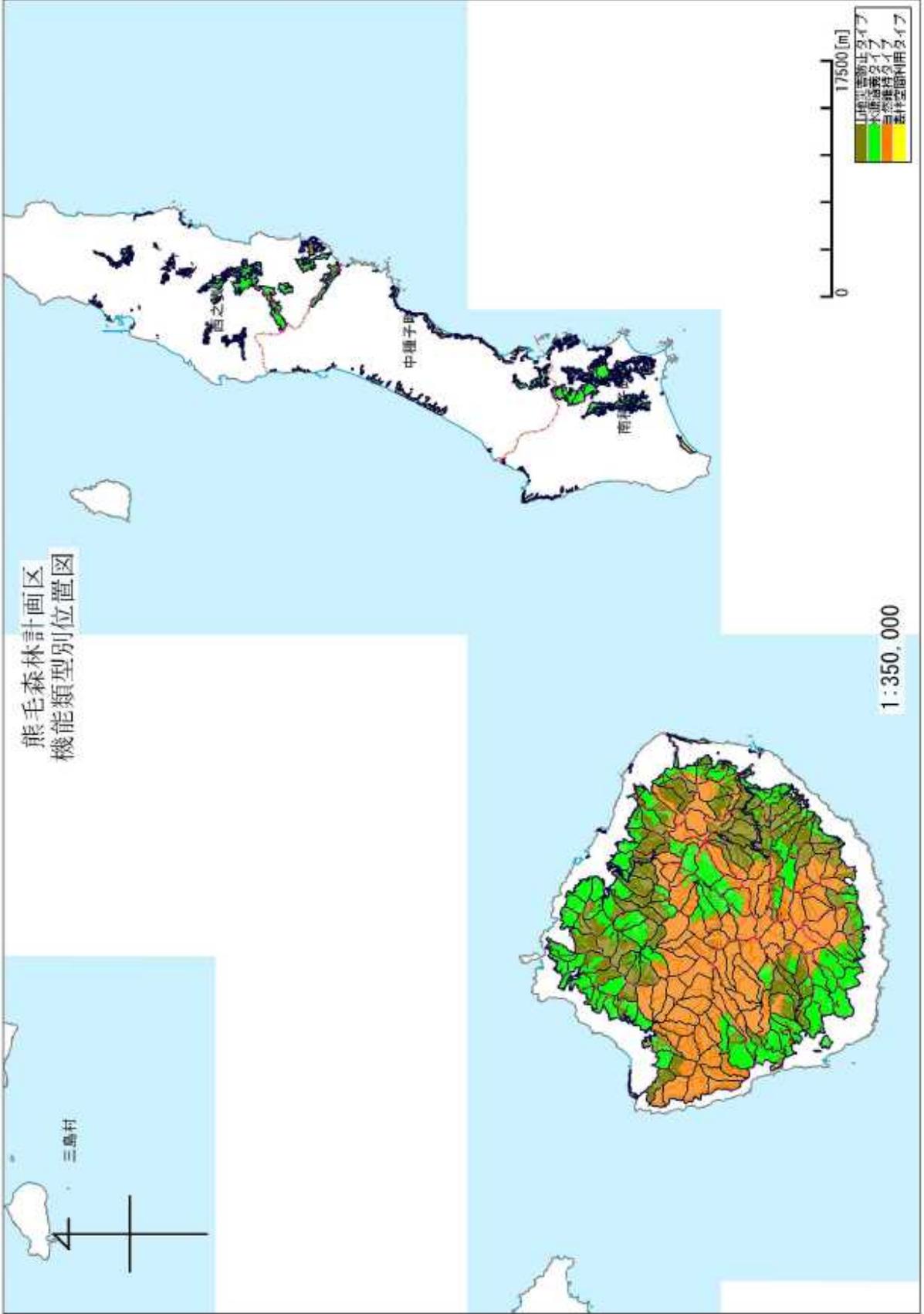
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進め。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の熊毛森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

熊毛森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。



熊本森林計画区
機能類型別位置図

17500 [m]
 0
 山地用林
 水田用林
 農林用林
 森林用林

1 : 350,000

三島村

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	3
③	持続可能な森林経営の実施方向	4
④	政策課題への対応	6
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	7
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	7
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	7
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	7
⑤	水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養 ^{かん} タイプに関する事項	7
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	8
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	8
②	林業事業体の育成	8
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	8
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター） 等による技術支援	8
⑤	その他	8
(4)	主要事業の実施に関する事項	8
①	伐採総量	9
②	更新総量	9
③	保育総量	9
④	林道の開設及び改良の総量	10
(5)	その他必要な事項	10
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	10
(1)	巡視に関する事項	10
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4)	その他必要な事項	10

3	林産物の供給に関する事項	1 1
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 1
	(2) その他必要な事項	1 1
4	国有林野の活用に関する事項	1 1
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1 1
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 1
	(3) その他必要な事項	1 2
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 2
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 2
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1 2
	(2) 分収林に関する事項	1 2
	(3) その他必要な事項	1 2
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 3
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 3
	(2) 地域の振興に関する事項	1 3
	(3) その他必要な事項	1 3

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、熊本森林計画区を管轄区域とする国有林野 41,754ha（不要存置林野 12ha を含む。）であり、九州本土の最南端佐多岬の南東洋上 43km に位置する種子島と、同じく佐多岬の南方 65km に位置する屋久島からなっており、このうち約 5 割に当たる 20,268ha が屋久島国立公園に指定されている。また、平成 4 年 3 月には、旧学術参考林を含む 15,185ha が屋久島森林生態系保護地域（以下「森林生態系保護地域」という。）に設定し、平成 5 年 12 月には森林生態系保護地域を含む 10,260ha が「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）として登録された。平成 29 年には「屋久島の林業集落と森林軌道跡」が林業遺産に認定された。なお、大正 10 年に示された「屋久島国有林経営の大綱」により、前岳部分の約 5 千 ha が薪炭共用林野及び分収造林地となっている。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が 8,988ha（育成単層林 8,767ha、育成複層林 221ha）、天然生林が 31,353ha となっており、主な樹種としては針葉樹では、スギ、ツガ類、広葉樹ではクヌギ、カシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林 9,439ha、針広混交林 14,797ha、広葉樹林 16,105ha となっている。

近年、原始的天然林の保存、希少野生動植物の保護、自然とのふれあいの場の提供といった屋久島国有林野の有する公益的機能の発揮への要請が高まってきている。また、屋久島の森林資源・林産物を適切に利用した地産地消の取組は、環境負荷の低減が期待できるとともに、島内はもとより島外の木材加工業において一定の役割を果たしており、自然環境の保全と地域振興は屋久島の森林づくりの両輪として不可欠である。

こうしたことを踏まえ、各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 栗生地区（1～35、37～40 林班）

国割岳（1,323m）、永田岳（1,886m）、九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）から黒味岳（1,831m）、烏帽子岳（1,614m）の南側ないし西側斜面に位置し、裾野から中腹にかけて極めて急峻な上昇斜面の地形を形成している地域である。

国割、瀬切地域の海岸域から中腹以上の宮之浦岳に至る区域は、森林生態系保護地域、希少個体群保護林、屋久島原生自然環境保全地域及び遺産地域であり、自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

中間川流域、黒味川、小楊子川及び大川等の流域の一部の地域は、急峻な地形であり、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分し、それ以外の区域については水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 尾之間地区（43～70 林班）

島の南の烏帽子岳(1,614m)からノンキ岳（1,408m）、モイヨ岳（614m）の南側斜面で、全般的に急峻な前岳地域である。

七五岳（1,488m）、破沙岳（1,259m）周辺の奥地、鈴川上流域、モッチョム岳（944m）周辺の奥地、鯛ノ川上流域は森林生態系保護地域及び遺産地域になっており、自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

中流域から下流域については、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 安房地区（71～112 林班）

高盤岳（1,711m）、安房岳（1,847m）、宮之浦岳（1,936m）、高塚山（1,396m）、楠川前岳（1,125m）と連なる山系の安房川流域と一部船行、春牧地域を擁する前岳地域は地区の大半が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。なお、小杉谷地域は、縄文杉などの著名なヤクスギが多く、宮之浦岳への登山ルートにもなっていることから、保健文化機能にも配慮して管理経営を行う。

奥岳地域は、そのほとんどが森林生態系保護地域及び遺産地域であり、安房川支流の荒川上流域には、ヤクスギ、モミ、ツガ、ヤマグルマ等屋久島の特徴ある自然の鑑賞ができる屋久島自然休養林荒川地区（ヤクスギランド）がある。このように、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 男女川地区（201～207 林班）

愛子岳（1,235m）の北東斜面及び船行前岳（944m）の北側斜面に位置し、標高は100～1,200mである。地形は中腹以上は急峻で、下部についても比較的急斜面が多い。

愛子岳の頂上部周辺、それより北東方面に長く連なる尾根部は、森林生態系保護地域及び遺産地域であり、自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

中腹部は地形が急峻であり、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

各河川の下流部は、地区の大半が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 宮之浦地区（208～243 林班）

楠川前岳から高塚山を経て宮之浦岳（1,936m）に至る尾根部から北側の宮之浦川の流域に位置し、地形は全体的に急峻である。

ヤクスギを主体とした原生林の一部が森林生態系保護地域及び遺産地域であるとともに森林生態系保護地域の一部である白谷川上流部は、屋久島自然休養林白谷地区（白谷雲水峡）となっており、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能を重視すべき森林

であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

中腹部は、地形が急峻であり山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

下部については、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 一湊地区（244～252、255 林班）

当地区は、志戸子川、一湊川の両流域にまたがる。上流部は、地形が急峻であり山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

標高の低い地域は、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 永田川地区（253～254、257～275 林班）

当地区は、永田岳から国割岳に至る稜線の北側の永田川流域に所在する。

永田川本流の大部分は森林生態系保護地域及び遺産地域であるとともに永田集落の西側に位置する海岸部の地域は屋久島国立公園第2種特別地域となっており、自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

吉田岳（1,165m）の南西側斜面及び国割岳から北西に下る稜線の北東側斜面は急峻な地形のため、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

前岳部分の標高の低い地域は、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 種子島地区（1102～1135、1137～1140 林班）

当地区は、カシ類、シイ類等の広葉樹が主体の森林が多く、褶曲の多い複雑な地形を呈している。

当地区の海岸部に局所的に点在する国有林は、ほとんどが潮害防備保安林に指定され、生活環境保全機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

北部及び南部の内陸部に所在する国有林の大半は、集落の水源林として水源涵養機能を重視すべき森林であることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

熊野浦の海岸林や西浜山・東浜山国有林は、海水浴を中心とした多くの観光客が訪れ、保健文化機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、屋久島森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は41,742haで計画区全体の森林面積72,816haに対して57%を占めている。

蓄積は11,351千m³で計画区全体の蓄積18,463千m³に対して61%を占めている。

また、人工林面積は8,775haで人工林率は22%となっている。

森林の種類は、普通林が974haで2%となっており、制限林が40,768haで98%となっている。なお、制限林の95%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が95%となっている。

○ 熊毛森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	8,775	31,566	1,401	41,742
蓄 積	3,334,237	8,016,838	—	11,351,075

注：合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、主伐は、分収林の契約延長等の影響により計画量を下回る結果となり、これに連動して造林面積も計画量を下回る結果となった。また、間伐は、分収造林の公売不調や災害で林道等の不通により計画量を下回る結果となった。

林道等の開設又は改良に関しては、優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	400,000 m ³	166,722 m ³
主 伐	59,729 m ³	23,853 m ³
間 伐	340,271 m ³	142,869 m ³
造林面積	67 ha	22 ha
人工造林	67 ha	22 ha
天然更新	— ha	— ha
林道等の開設又は改良	開設：5.1 km 改良：10 箇所	開設：3.1 km 改良：4 箇所

注) 前計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準(54指標)が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。
IV 土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら

法的、制度的 及び経済的枠 組	進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。
-----------------------	---

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注による林業事業者の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定、市町村に対する技術的支援等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害 防止機能/ 土壌保全 機能維持 増進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止 タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計

画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、特に、特定母樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術の開発・実証と定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及びニーズに応じた安定供給ができるよう木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施、民有林材との協調出荷等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

現地研修会の実施や研修フィールドの提供、森林総合監理士（フォレスター）の育成等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、小中学生を対象にした森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（地元自治体等と連携した鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりで

ある。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成を図る。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本 計 画	65,332	293,467 (3,557)	19,201	378,000
前 計 画	34,520	340,271 (4,093)	25,209	400,000

注 () は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	124	0	124
前 計 画	67	0	67

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	300	19	—	—
前 計 画	84	—	10	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)
数 量	2	2,000	19	1,000

(5) その他必要な事項

該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

屋久島は、春季から秋季にかけて登山やレクリエーションを目的とした入林者が多いこともあり、一年を通じて山火事の発生危険度が高い。また、種子島は、春季は山菜採りのシーズンと季節風等が重なり、山火事の発生の危険が増大する。

このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し山火事の未然防止に万全を期する。さらに、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り、防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

栗生地区の海岸林（民有林）において、平成30年頃から松くい虫による森林被害が拡大しており、国有林内まで広がりつつある。ヤクタネゴヨウは、屋久島と種子島のみに自生している固有種であることから、屋久島、種子島のそれぞれの保護林を中心に森林保全の巡視を行い、松くい虫被害発生状況の把握を行うとともに早期発見駆除及び防除に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源^{かん}涵養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して計画的に捕獲や防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、事業の実行に当たっては、希少な野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省及び県のレッドデータブックに掲載されている種、熊毛森林計画区の固有植物など）の生息・生育情報がある場合には学識経験者から助言を得るなど、その取扱いに適切に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど森林生態系の保全等のための取組を推進する。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において、木材利用の促進に取り組む。

さらに、森林資源（ヤクスギ）を背景にした木材加工業が地域の重要な産業となっており、今後もこのような産業の振興等を進めるとともに、スギ人工林の利用間伐等を促進し、島内材の需要を拡大する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

特に、本計画区は、中央部に位置する九州最高峰の宮之浦岳をはじめ、いくつもの高い山が連なり、ヤクスギを代表する縄文杉や紀元杉などの巨木群を主体とした特殊な植物相を有しており、さらに、屋久島の森林を代表する2カ所の自然休養林は、観光の目玉にもなっている。

このように優れた自然景観、森林環境などの豊富な観光資源に恵まれており、多くの人々に利用されていることから、公益的機能の調和を図りながら、登山や森林を利用したレクリエーション・保健休養の場としての活用を推進する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等による。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用する。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、水源の涵養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進する。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる措置を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自らが参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールドの提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。また、その際には次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。

(3) その他必要な事項

該当なし。